墨田区広告掲載基準

平成１９年２月２７日
１８墨企企第２６０号
改正　平成２７年６月１９日
２７墨企企第１８２号
改正　令和７年４月１日
７墨企行第８０号

（趣旨）

第１条　この基準は、墨田区広告掲載事業要綱（平成１９年２月２７日１８墨企企第２６０号）第４条に規定する広告の範囲の詳細を定めるものであり、この基準に照らして、掲載の可否の判断を行うものとする。

（基本的考え方）

第２条　区が広告媒体に掲示する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

（個別の基準）

第３条　この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合には、別途基準を作成することができる。

（規制業種又は業者）

第４条　次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する「風俗営業」

⑵　風俗営業類似の業種

⑶　消費者金融

⑷　たばこ製造にかかわる業種

⑸　ギャンブルにかかるもの（公営競技及び宝くじを除く。）

⑹　社会問題を起こしている業種又は事業者（広告掲載により区の信用が

損なわれるおそれがある場合を含む。）

⑺　法律に定めのない医療類似行為を行う事業者及び施設

⑻　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による再生手続又は更生手続中の事業者

⑼　各種法令に違反している事業者

⑽　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

⑾　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成１５年法律第８３号）に規定するインターネット異性紹介事業

⑿　債権の取立て、示談の引受け等に係るもの

⒀　墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成１８年９月２０日１８墨総契第３８７号）に基づく指名停止を受けている事業者

（掲示基準）

第５条　掲示する広告は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　次のいずれかに該当するものは掲載しない。

ア　人権侵害、名誉き損又は各種差別的なもの

イ　法律で禁止されている商品（サービスを含む。以下同じ。）、無認可の商品及び粗悪品等の不適切な商品

ウ　個人、企業等を誹謗（ひぼう）中傷し、又は排斥するもの

エ　区の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

カ　宗教団体による布教推進を主目的とするもの

キ　非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、又は不安を与えるおそれのあるもの

ク　社会的に不適切なもの

ケ　国内世論が大きく分かれているもの

コ　業種ごとに定められている広告表示基準等に反するもの又はそのおそれのあるもの

サ　係争中の事件に係る声明広告

シ　個人又は法人の名称、所在地、連絡先、広告主の代表者等のみの周知を目的とするもの及び年賀、慶弔その他これらに類する挨拶を目的とするもの

ス　法秩序を破壊し、区民生活の安定を損なうおそれのあるもの

セ　区が推奨する商品又は役務の提供であると誤認されるおそれがあるもの

ソ　広告の内容の対象が著しく特定の区民に限られているもの(会員への通知広告、尋ね人、死亡通知、物品交換、不用品売買、物品譲渡等)

タ　商品先物取引に関するもの

⑵　消費者被害未然・拡大防止の観点から、次の点に留意し、不適切なものは掲載しない。

ア　誇大な表現（誇大広告)、根拠のない表現又は誤解を招くような表現の禁止（根拠となる資料を要する。）

例：「世界一」「一番安い」等

イ　科学的根拠の乏しい表現又は誤解を招くような表現の禁止（根拠となる資料を要する。）

例：「納豆でやせられる」等

ウ　射幸心を著しくあおる表現の禁止

例：「今が・これが最後のチャンス」等

エ　人材募集広告等で、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）等関係法規を遵守していないもの

オ　虚偽の内容を表示するもの

カ　法令等で認められていない業種、商法、商品等

キ　国家資格等に基づかないものが行う療法等

ク　責任の所在が明確でないもの

⑶　青少年保護の観点から、次のいずれかに該当するものは掲載しない。

ア　水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ　暴力又は犯罪を肯定し、又は助長するような表現

ウ　残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現

エ　暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ　ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）等を肯定するもの

カ　青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

（広告表示内容に関する個別の基準）

第６条　具体的な表示内容等については、掲載の都度、当該広告媒体の所管課が次の各項目について検討し、判断することとする。医療、老人保健施設、選挙、墓地等に関する表示内容及び消費者関連法に基づく表示基準については、当該広告媒体を所管する課長（以下「所管課長」という。）が関係法令の所管部署に対し、法令等で定めた内容に違反している事項がないか直接確認する。所管課長が当該広告について訂正、削除等の必要があると判断した場合は、内容の訂正、削除等を広告掲出者に依頼することとする。広告掲出者は、正当な理由がある場合を除くほか、訂正、削除等に応じなければならない。

⑴　人材募集広告

ア　人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあっ旋の疑いのあるものは認めない。

イ　人材募集に見せかけて、商品、材料又は器材の売りつけ並びに資金集めを目的としているものは掲載しない。

⑵　語学教室等

安易さ又は授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：１か月で確実にマスターできる等

⑶　学習塾、予備校等（専門学校を含む。）

合格率等実績を掲載する場合は、実績年もあわせて表示する。

⑷　外国大学の日本校

当該大学は、日本の学校教育法に定める大学でない趣旨を明確に表示すること。

⑸　資格講座

ア　民間の講習業者が「労務管理士」等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。この場合、次のような明確な表示を掲載すること。

例：「この資格は国家資格ではありません。」

イ　「行政書士講座」等の講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。この場合、次のような明確な表示を掲載すること。

例：「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

ウ　資格講座の募集に見せかけて、商品材料又は器材の売りつけ並びに資金集めを目的とするものは掲載しない。

エ　受講費用がすべて公的給付でまかなえるような誤認される表示はしない。

⑹　病院、診療所又は助産所

ア　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第６条の５又は第６条の７の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ　不明な場合は、所管部署に確認する。

⑺　施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう又は柔道整復）

ア　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号）第７条又は柔道整復師法（昭和４５年第１９号）第２４条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ　医療類似行為（整体、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。

ウ　不明な場合は、所管部署に確認する。

⑻　薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療器具（健康器具、コンタクトレンズ等）

広告を掲載する業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容について了解を得ること。

⑼　いわゆる健康食品、保健機能食品又は特別用途食品

広告を掲載する業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容について了解を得ること。

⑽　介護保険法に規定するサービスその他の高齢者福祉サービス等

ア　サービス全般（老人保健施設を除く。）

(ｱ) 介護保険の保険給付対象となるサービス及びそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

(ｲ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(ｳ) サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：「墨田区事業受託事業者」等

イ　有料老人ホーム

アに規定するもののほか、次の事項を遵守していること。

(ｱ) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」について（平成１４年７月１８日老発第０７１８００３号）に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は全て表示すること。

(ｲ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

(ｳ) 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成１６年公正取引委員会告示第３号)」に抵触しないこと

ウ　有料老人ホーム等の紹介業

(ｱ) 公告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡

先及び担当者名に限る。

(ｲ) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

⑾　不動産業

ア　不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

イ　不動産売買又は賃貸の広告の場合は、取引態様、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。

ウ　「不動産表示に関する公正競争規約」（平成１７年公正取引委員会告示第２３号）による表示規制に従う。

エ　契約を急がせる表示は掲載しない。

例：「早い者勝ち、残り戸数あとわずか」等

⑿　弁護士、公認会計士、税理士等

掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。

⒀　旅行業

ア　登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。

イ　不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程のない場所の「写真」の掲載等

⒁　通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

⒂　雑誌、週刊誌等

ア　適正な品位を保った広告であること

イ　見出し、写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。

ウ　犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないこと。

エ　犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉又はセンセーショナ

ルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること

オ　未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

カ　公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること

⑯　映画、興業等

ア　暴力、とばく、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは、掲載しない。

イ　性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ　青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

エ　年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

⑰　占い・運勢判断

ア　掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。

イ　占い又は運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。

ウ　料金又は販売について明示する。

⑱　結婚相談所又は交際紹介業

ア　結婚相手紹介サービス協会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。

イ　掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。

⑲　調査会社・探偵事務所等

掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。

⑳　労働組合等の一定の社会的立場と主張を持った組織

ア　掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。

イ　出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

㉑　募金等

ア　厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

イ　次の趣旨を明確に表示すること。

例：「○○募金は、○○知事の許可を受けた募金活動です。」等

⑵2　質屋又はチケット等再販売事業

ア　個々の相場、金額等は表示しない。

例：「○○のバッグ 50,000 円」、「航空券　東京～福岡　15,000 円」等

イ　有利さを誤認させるような表示はしない。

⑵3　トランクルーム又は収納業者

ア　トランクルームは、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要

イ　貸し収納業者は、会社以外にトランクルームの名称は使用しない。また、次のような明確な表示を掲載すること。

例：「当社の○○は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

⑵4　ダイヤルサービス

“ダイヤルＱ２”のほか各種のダイヤルサービスは、内容を確認のうえ判断する。

⑵5　規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本基準第４条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内で掲載を認める。

⑵6　表示について注意を要すること。

ア　割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となるもとの価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の３０％引き」等

イ　比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ　無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨を明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります。」等

エ　責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告掲出者の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話又はＰＨＳのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

オ　肖像権又は著作権

無断使用がないか確認をする。

カ　宝石の販売

虚偽の表現に注意こと（公正取引委員会に確認の必要あり。）。

例：「メーカー希望価格の５０％引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない。）

キ　アルコール飲料

未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒は２０歳を過ぎてから」等

⑵7)　その他

区から補助金、委託金等を受けている事業者の広告については、公費が支出されているという特殊性から広告を掲載する目的を明確にすること。